

伏見宮旧蔵楽書『打物譜』の修補記録と復元紙背文書

はじめに

伏見宮旧蔵楽書『打物譜』（函架番号 伏・二〇三二）は、雅楽曲の太鼓、鞨鼓等について記した楽書で、書写者の署名はないが、巻末の花押から崇光天皇の宸筆かと考えられるものである。修補のため、綴じを解いたところ、紙背に消息反故の半裁されたものが現われた。書状の裏を使用した写本はめずらしくはないが、この様に裁断されると裏の書状はバラバラになり、復元できない場合が多い。しかし本書は、調査の結果、表紙も含む十六枚の本紙が八枚の書状に戻すことができる上、二枚続きが三組、一枚物が二組に復元されることが分かった。さらにその書状の中の一組（二枚続き）が、後伏見天皇皇子長助法親王が延文五年（一三六〇）二月十日、四条前大納言（隆蔭）に宛てたものであろうと推定された。本紙が裁断された時の破損で中央に幅約1 cm程度の欠損があるが、文意はほぼ明らかである。長助法親王の筆跡は当部ではなく、貴重であるが、修補後元通り綴じ込むと見られなくなるため、図書整理担当の図書調査室、保管にあたる出納係とも協議の結果、特例として本

書全体、表裏両面見られる特殊な形に仕上げることが決まった。これは裏の書状がほぼ揃う上、ほとんどが隣合わせに綴じられている等の、きわめて稀な状況によって実現した特別な形態である。このためこの修補状況を報告することとした。報告は修補形態を中心に先に述べ、後半に『打物譜』についての簡単な書誌と長助法親王書状の資料紹介を添える。

一、修補前の状態

寸法は、天地14・7 cm（四寸八分五厘）、幅23・6 cm（七寸八分）の横長で袋状の仮綴じ状態の本（図1）。綴じは紙縫によつて表に片結びで結ばれていた（二穴）。綴じ代寸法、上・下3・7 cm（一寸二分五厘）、中7・1 cm（一寸三分五厘）、幅9 mm（三分）（図2）。本紙は楮紙の厚口（平均0・2 mmシクネスゲージによる計測）。多少擦れて毛羽立つてゐるが、纖維は緻密で、なめらかな肌合いの檀紙に似てゐる紙である。虫穴は軽度程度。青、白色の付箋が数ヶ所に有る。本紙上部の半裁部分（天）は、太鼓状に湾曲している。これは現在の形の横長本にする際、裁ち包丁によつて裁断された痕であろうと思われる。また裏の書状

修補前

裁断部分（天・地・背）
袋状部分（小口）

図 1

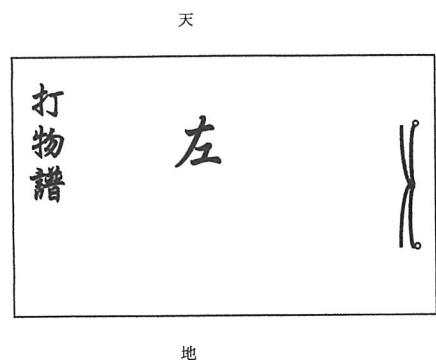


図 2

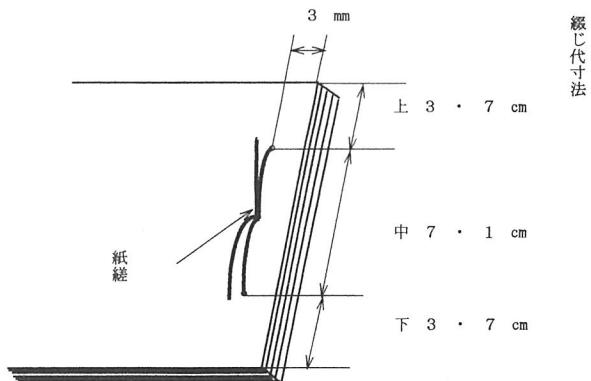
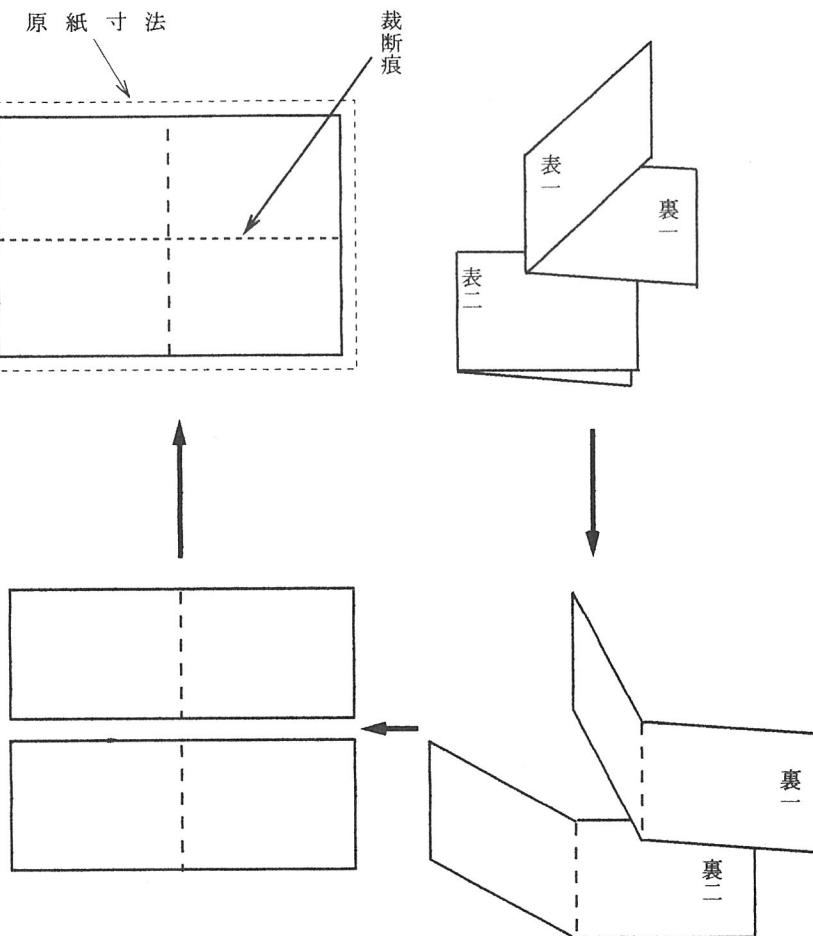


図 3



は半裁された中央部分の他、上下左右ともに裁断され欠損しているところもあるので、本紙原寸法は現在の本紙寸法よりもう少し大きなものと推測される。この『打物譜』は書状の裏を再利用して書かれた写本であるので、本来の紙の表側は、今の裏側（紙背側）になり、紙背側が先に書かれたことになる。よつて紙の原寸法を推測する場合、紙背側を基本と考えなければならない。現在の紙寸法は、縦一尺、横一尺五寸六分。裁断された部分を考慮して、推定で縦一尺一寸、横一尺七寸八寸と考えられる。この紙寸法は、大奉書寸と思われる（図3）。

二、修補方法

紙背にも文字があるため、表裏を見て、文字に繕い紙が掛からないよう注意して虫穴を直してゆき（両面虫損直し）袋綴を開く（全十六紙）。ここで表側（打物譜）と裏側（紙背文書）との関係を記しておく。一紙目から順に二紙一組で紙背はつながっているため、裏側を主に考えた場合、表側の半分の八紙になる。この紙背の順番は最後尾の八紙目と一紙目、三紙目と二紙目、七紙目と六紙目はそれぞれ一組になり、四紙目と五紙目は別々になる。左記の丸数字は表側の頭からの順番。漢数字は裏側の順番。（図4）。

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① ② | ③ ④ | ⑤ ⑥ | ⑦ ⑧ | ⑨ ⑩ | ⑪ ⑫ |
| ← | ← | ← | ← | ← | ← |
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 |

⑬ ⑭

⑮ ⑯

八 一
七
八

三 二
四
五
七 六

本紙周りに余白紙を付け、見開き状態になると紙背が見えるようになる方法をとる（図5、口絵写真参照）。開いた時の表側は、折紙を展開したような、②の上部に逆向きの①のある形になる。これを折紙のように中央で折り、右側を綴じる。この方法ならば、表側の順番を変えず文章は右綴じ本と同じように、右から左へ通常の流れで読める。この本では①から⑯まで全てこの形にして順序に狂いがなかつた。紙背も見開きにすれば同様になる（但し表側を基準にしたため、五、六の紙背は逆向きになつた）。この余白紙は、本紙と同厚の喰い裂きした楮紙を二分から六分の寸法で付け足したものである。このとき、紙背側に本紙裁断時にによる文字の欠損部があるため、余白紙が文字に掛けられないよう特に注意した。付けた楮紙は最後の化粧裁ち⁽¹⁾を考え、中央を除く全てを大きめにとっておく。背部は綴じ寸法を考え、より多めに残し、本紙と同厚の枕紙（楮紙）を貼る（図6）。これは、本紙部二枚の厚みに対しても、綴じ部が一枚になつてしまふ段差を防ぐためである。裏側を合わせるようには本紙中央から折り込み、本紙を揃え、見返し（図7）をつけた後に中綴じをする（図8）。天を除く三方（小口・地・背）を化粧裁ちする。新たに付けた表紙は、特殊横長本となつたため、厚めの綿子仕立てとし

図 5

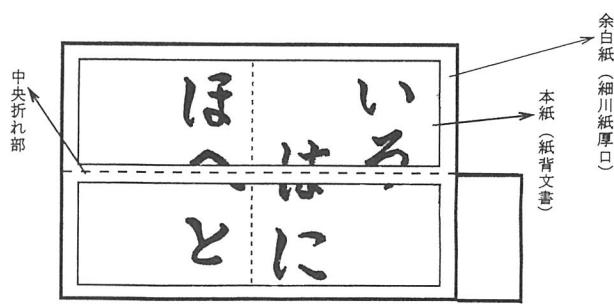


図 4

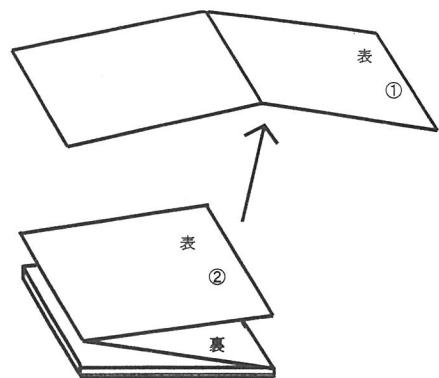


図 7

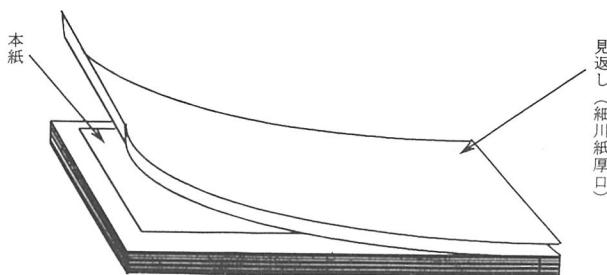


図 6

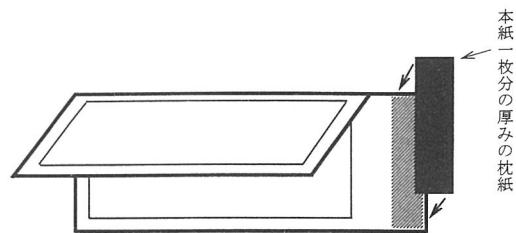


図 9

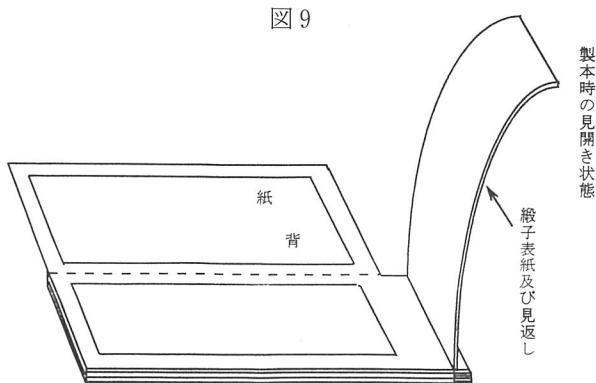
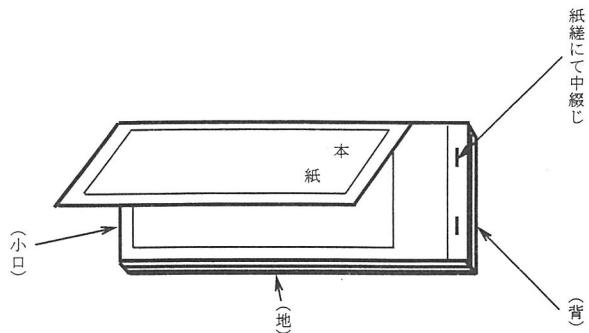


図 8



た（図9）。以上が『打物譜』の修補の行程である。

また、本書は表側・紙背側それぞれの影写本も作成したので、その製本についても記しておく。表側『打物譜』は冊子本、紙背側『打物譜紙背文書』は巻子本に仕上げた。冊子は四つ目の和綴じで紺表紙を付けた。本紙の原寸法がわかるように、原本より少し大きめの製本とする。巻子に仕立てた紙背側は二枚一組のものを前にまとめ、八||一、三||二、七||六、四、五の順番で継ぎ、巻軸を付けた。軸は杉の白太⁽³⁾で軸頭は紫檀の頭切り⁽⁴⁾。薄茶の結裂の表紙を付けた。これも原本より少し大きめの製本である。

（細井歌寿男）

注

- (1) 製本行程後半で、書籍等の綴じてない三方をきれいに裁ちそろえること。
- (2) 書陵部では複本業務として、他所蔵の貴重本等の影写本を作成している。
- (3) 赤身でなく、材質の白い杉。
- (4) 切軸とも言い、頭を切断したままの最も一般的な軸頭。

三、『打物譜』について

旧表紙には「打物譜」という外題の他、中央に大きく「左」と書かれ、本文とは墨色が異なるが、筆跡は本文と似ている。内題は「舞樂管絃打物以下事」とあり、「平調 万歳樂」以下、平調21、盤渉調14、黃鐘調17、太食調14、堀越調27、双調2、渡物3の曲に関して拍子の数等を記している。表紙の「左」は左楽、唐樂曲の意であろう。「譜」というものの、打物の拍子の数等を記した内容である。例えば「万歳樂」の項は、

樂名の下に小字で「新樂 中曲 准大曲 拍子廿 延八拍子 舞出入調 拍子廿 拍子之時末十加拍子 十拍子之時末三加拍子 管絃二ハ只拍子十三度拍子」と書かれており、全体に記事は詳細である。巻末に「此外樂等如本調子 某（花押 一度書いた花押を朱墨筆等で消し、左にさらニ同花押を書く）とある。花押と筆跡は崇光院（一三三四—一三九八）のものとみられる。

四、紙背書状について

紙背の書状は八||一、三||二、四、五、七||六、の五通に再構成されると考えられる。八||一以外は人名等が不明であるが、一応概要を述べておく。三||二は散らし書で、末に切封の痕があるが、署名は切れて判読不能、宛名もない。本文は「経方所労のこと、この程は別したる事候はぬ程に」と書き出している。年代的には符合する勧修寺経方（延文元年へ一三五六）参議正四位下、二三歳。貞治元年（一三六二）一二月二十四日出家、権中納言従三位、二八歳）のことであろうか。四も散らし書、末に切封の痕があり、宛名は左下隅に「二条との」と見えるが、以下は切れている。五は「先度□上頗及往事」で始まり、署名、宛名はない。七||六は「其後可參仕言上之由」で始まり、署名はあるが判読不能。これらの中はみな筆跡が異なるとみられるが、紙質はよく似ている。

八||一は、一の末に「二月十日」という日付、「長助」という署名、

「四条前大納言殿」という宛名がある。内容から、長助が尊勝法を修して

おり、十二日に御加持に参ることが読み取れる。現在の表側の筆者が崇光院であるとすれば、裏の筆者はそれ以前あるいは同時代であり、長助は後伏見天皇皇子、長助法親王かと考えられる。長助法親王は、母は正親町実明女従三位守子（なお『花園院宸記』には、守子と宗子の両様の記述がある）、文保二年（一二一八）生。元弘二年（一二三二）正月

円満院尊悟親王の室に入り、出家。暦応五年（一二四二）一身阿闍梨となり、康永三年（一二四四）園城寺長吏となる。観応元年（一二五〇）還補、延文五年（一二六〇）重任と、三度園城寺長吏をつとめ、延文六年薨去、四四歳。一方、この期、四条前大納言とよばれる人物に四条隆蔭（一二九五—一三六四）がいる。隆蔭は貞和三年（一二四七）任權大納言、観応元年（一二五〇）辞退、貞治三年（一二六四）出家。

ところで『園太曆』の延文五年二月の条に載る二月二十日付の僧權乗の書状には「天下静謐御祈、隆蔭卿別而為奉行、被仰方々候、円満院、自今月六日尊勝法始行之、十二日被參御加持候、十三日結願」と記されており、ほとんどの紙背書状の日時や内容と一致する。なお紙背書状中に「故（宮）一廻中可申入暇之由相存候之處」とみえてる故宮は、この前年四月薨去の尊悟親王のことと考えられよう。これらの理由により、この紙背書状を、延文五年二月十日長助法親王が四条隆蔭に宛てたものとみて紹介する次第である。なお、第三、四章は図書調査室相馬万里子が執筆した。

凡例

一、使用漢字は主として常用漢字を使用し、便宜読点を加えた。編者の

注は（ ）で示した。

一、一紙、二紙とも原本の行数どおりに組み、紙の中央にある切断による欠損部には残存する墨跡から類推した文字を（ ）で示してある。

（復元^⑮〔^八_{十六}〕）

御前辺何等御事

令見給^{〔候カ〕}哉、不仕涉

旬月候^{〔カ〕}条、旁恐存候、

此間於本坊始修尊勝

法候、故^{〔宮カ〕}尊悟親王^{〔カ〕}可申

入暇之由相存候之處、今^{〔不カ〕}

度出現^{〔不カ〕}慮之次第候、

然而天下^{〔静カ〕}謐之御祈禱、可

在近日之^{〔カ〕}被仰下候、誠難

被默止候之條、^{〔察カ〕}申入候之間、

無力勦仕、併可為報國之忠候

欵之由相存^{〔候カ〕}、明後日十二日可參

御加持候且^{〔又カ〕}可參申入之由

存候、機嫌不可有苦候哉、此

間不仕尚々 □恐(其力)不少候之由、
能々可令□(御力)披露給、長助

誠恐謹言

二月十日

長助上

四条前大納言殿